

地域医療の確保に関する重点提言

地域医療の確保を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師等の確保及び偏在対策について

- (1) 安心して質の高い地域医療サービスを安定的に提供するため、産科・小児科・外科・麻酔科等の医師・看護師等の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 医師や看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地域の定着等を図るため、労働環境の改善等に資する支援策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。
特に、女性医師及び看護師等の復職を支援するなど、離職防止等に資する支援策を充実すること。
- (3) 新専門医制度については、医師偏在を助長すること等のないよう検証を行うとともに、都市自治体等の意見を十分に踏まえ、国の責任において必要な措置を講じること。

2. 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

また、病院事業において生じる控除対象外消費税負担が公的病院等の経営に深刻な影響を与えていることから、診療報酬や消費税の制度見直しを図るなど、必要な対策を講じること。

さらに、小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

3. 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業について、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じるとともに、恒久化を図ること。

また、助成対象者の拡大を図るとともに、毎年度の助成内容を早期に明示すること。

4. 感染症対策について

- (1) 国民が等しく予防接種を受けることができるよう、定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、おたふくかぜ、ロタウイルス等について、早期に定期予防接種として位置付けるとともに、住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間を確保すること。

- (2) 風しんに関する追加的対策については、風しんの感染拡大を防止するため、国が緊急的に打ち出した施策であることをかんがみ、国の責任において必要な財源を確保するとともに、実施主体となる都市自治体が混乱なく円滑に事業を遂行できるよう、万全の措置を講じること。